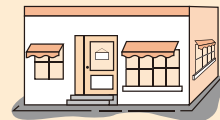
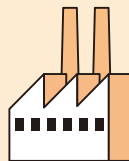
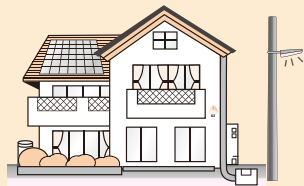


富士市の補助金制度



市民向け

- ・市民ゼロカーボンチャレンジ補助金 (1~2P)
- ・浄化槽設置費補助金 (2P)
- ・浄化槽維持管理費補助金 (2P)
- ・猫の去勢・避妊手術補助金 (3P)
- ・雨水浸透・貯留施設 (3P)
- ・多世代同居・近居支援奨励金 (4P)
- ・危険空家除却促進補助金 (4P)

事業者・団体向け

- ・中小企業者等ゼロカーボンチャレンジ補助金 (2P)
- ・中小企業者等ゼロカーボン経営移行支援補助金 (2P)
- ・中小企業者等脱炭素事業融資保証料補助金 (2P)
- ・SDGsものづくり高度化事業補助金 (3P)
- ・SDGsプロジェクトエッグ応援補助金 (4P)
- ・LED防犯灯 (4P)
- ・大型生ごみ処理機 (4P)

事業者・市民共通

- ・富士地域材を使用した住宅・非住宅施設の建築 (3P)
- ・吹付けアスベスト対策 (3P)
- ・緑のいえなみ整備事業補助金 (3P)
- ・空き家活用支援補助金 (4P)

契約・購入を決める前に必ずお読みください！

- 事前に工事等に着手したものは補助の対象になりません。必ず契約・購入の前に補助金の申請をしてください。
- 各機器の購入を検討する際は、できる限り多くの業者から話を聞き、納得できる業者と契約することをお勧めします。

特に気をつけてください！

契約を急がせる話

「今日契約してもらえば、モデル世帯として大幅に値引きできます！」
 「市（国）の補助金の枠があと少しです！」
 →急いでいると冷静な判断ができません。もともとが値引き額や補助金額以上に高い見積ではないですか？
 補助金は、行政機関の窓口で確認してみましょう。

公的な機関等をかたる話

「市役所（消防署・電力会社など）の方からきました」
 「市役所から委託されて回っています」
 公的機関等が訪問販売を委託することはありません。
 →怪しいと思ったら、下記の相談先へご連絡ください。

消費生活に関する相談先

富士市消費生活センター 電話 55-2756
 <相談時間> 平日 9時~16時



市民ゼロカーボンチャレンジ補助金

家庭から排出される温室効果ガスの削減の推進を目的とした設備等を導入する方に補助金を交付します。

高効率給湯器への改修

既存住宅のみ対象

対 象
エネファーム
補 助 金 額
対象経費の2分の1（上限55万円）

対 象
エコキュート・ハイブリッド給湯器
補 助 率
対象経費の2分の1（上限23万円）
主 要 件
温室効果ガス排出量が年間30%以上削減されること

自己所有による太陽光発電システムの導入

補 助 額
導入容量1kWあたり7万3千円（上限72万9千円）
主 要 件
○発電した電力の30%以上を自家消費すること
○FIT制度の認定を取得しないこと

問い合わせ先
環境総務課 脱炭素推進担当 電話 55-2901

補助金に関する詳細や、申請方法などについてはウェブページをご確認ください。
 なお、予算については限りがあります。





市民ゼロカーボンチャレンジ補助金

LED照明への改修

既存住宅のみ対象

補 助 率
対象経費の2分の1(上限13万円)
主 な 要 件
○LED以外の機器からLEDに改修すること ○灯具とランプを同時に改修すること ○タイマーや人感センサ等により点滅・調光を行う機能を有すること

強制循環型太陽熱利用システムの導入

対 象
(一財)ベターリビングの優良住宅部品に認定されているもの
補 助 率
対象経費の2分の1(上限23万円)
問い合わせ先
環境総務課 脱炭素推進担当 電話 55-2901



中小企業者等ゼロカーボンチャレンジ補助金

事業活動から排出される温室効果ガスの削減を目的とした設備等を導入する事業者に補助金を交付します。

省エネルギー対策(空調、照明の改修など)

対 象
主にCO2年間排出量を5tまたは10%以上削減する事業
補 助 金 額
① 年間温室効果ガス削減量1kgあたり100円 ② 設置費用の4分の1(国・県補助金併用の場合は10分の1) ③ 上限90万円(国・県補助金併用の場合は300万円) ①～③いずれか少ない額に係数(0.8～1)を乗じた金額

自己所有による太陽光発電システムの導入

補 助 金 額
導入容量1kWあたり 5万3千円(上限530万円)
主 な 要 件
○発電した電力の50%以上を自家消費すること ○FIT制度の認定を取得しないこと
問い合わせ先
環境総務課 脱炭素推進担当 電話 55-2901



事業者 中小企業者等ゼロカーボン経営移行支援補助金

国・県等が実施する省エネ診断の受診や、脱炭素等に関する講座を受講した場合に補助金を交付します。

対 象
【コンサルティング事業】 ・(一財)省エネルギーセンター：省エネ最適化診断 ・(一社)環境共創イニシアチブ：省エネルギー診断 ・(一社)静岡県環境資源協会：省エネお助け隊 【学び直し事業】 (一財)中小機構:脱炭素経営の進め方講座 等
補 助 金 額
対象経費の2分の1(上限1万円)
問い合わせ先
環境総務課 脱炭素推進担当 電話 55-2901



事業者 中小企業者等脱炭素事業融資保証料補助金 新規

GX推進保証制度を利用して融資を受ける場合に補助金を交付します。

補 助 金 額
保証料負担額の2分の1(上限10万円)
主 な 要 件
○SBT認定の取得や温室効果ガス排出削減計画書などを策定している中小企業者等であること ○GX推進保証制度を利用すること
問い合わせ先
環境総務課 脱炭素推進担当 電話 55-2901



市民 浄化槽設置費補助金

合併処理浄化槽へ転換又は新設した場合に補助金を交付します。

対 象
・一般住宅に設置される浄化槽 ・処理対象人員が10人(10人槽)以下の浄化槽 ・浄化槽区域に設置される浄化槽(一部公共下水道計画区域を含む) 等
補 助 金 額
332,000円～1,216,000円(詳細については下記問合せ先へ)
問い合わせ先
生活排水対策課 電話 67-2850



市民 浄化槽維持管理費補助金

浄化槽法に定められた清掃、保守点検、法定検査が適正に行われている合併処理浄化槽の管理者に補助金を交付します。

対 象
・処理対象人員が10人(10人槽)以下の浄化槽 ・浄化槽管理者に市税の滞納がなく、清掃・保守点検・法定検査の全てが適正に行われている浄化槽 ・補助対象区域の浄化槽(区域については下記問合せ先へ) 等
補 助 金 額
毎年1回18,000円
問い合わせ先
生活排水対策課 電話 67-2850

市民 猫の去勢・避妊手術補助金

市内に生息する所有者の判明しない猫に対し、市民が去勢・避妊手術を受けさせた場合に補助金を交付します。

対 象
市内に生息する所有者の判明しない猫に去勢・避妊手術を受けさせた市民(市の住民基本台帳に記載のある方) ※手術を受けさせた猫のどちらかの耳先にV字のカットをすること
補 助 金 額
去勢手術 7,000円/匹 避妊手術 11,000円/匹 ※手術に係る費用が上記補助金限度額を下回った場合にはその額 ※耳先カットに係る費用も含む
問い合わせ先
環境総務課 環境衛生担当 電話 55-2768

事業者 SDGs ものづくり高度化事業補助金

SDGsの達成及び温室効果ガス排出量の削減に寄与する新たなものづくり事業に補助金を交付します。

対 象
物価やエネルギー価格の高騰の影響を受けた市内製造業の中小企業者等を対象にパートナーシップを構築し、SDGsの達成及び温室効果ガス排出量の削減に寄与する新製品の開発や新技術の導入等による新たなものづくり事業。
補 助 金 額
補助対象経費の3分の2(上限150万円)
問い合わせ先
産業政策課 CNF・産業戦略担当 電話 55-2779

市民 事業者 富土地域材を使用した住宅・非住宅施設の建築

富土地域材を使った木造の住宅・施設の取得等する場合に補助金を交付します。

対 象
【住宅】と【非住宅】で延床面積、木材使用面積、木材使用量等の要件が異なりますので、詳細は市ウェブサイトでご確認ください。 (市ウェブサイト)トップページ→産業・事業者→林業→補助金 【住宅・非住宅 共通事項】 ・使用する「富土地域材」は、全て「しずおか優良木材認証製品」であり、市内で製材業を営む者が製材したものであること。 ・市内の工務店などによって建築されたものであること。
補 助 金 額
【住 宅】1棟当たり 最大50万円 (既存住宅の改修の場合、使用面積に応じて最大14万円) 【非住宅】1棟当たり 30万円 (内装木質化の場合、使用面積に応じて最大20万円)
問い合わせ先
林政課 電話 55-2783

市民 雨水浸透・貯留施設

雨水の流出抑制・地下水のかん養を目的に、雨水浸透・貯留施設の設置に際して補助金を交付します。

対 象
敷地面積 1,000 m ² 未満の住居用建物(自己用住宅等) 【雨水浸透施設】建築面積に応じた基数分 【雨水貯留施設】建築物1棟につき1基
補 助 金 額
【雨水浸透施設】A型:10万円/基 B型:5万円/基 【雨水貯留施設】3万円/基 ※上限金額
補助金手続きの注意事項
【雨水浸透施設】A型(浸透マス+浸透トレンチ管) B型(浸透マス単体) 【雨水貯留施設】容量200ℓ以上 製品等の購入前に申請が必要です。詳しくは河川課まで。
問い合わせ先
河川課 計画担当 電話 55-2834

市民 事業者 吹付けアスベスト対策

建築物の吹付けアスベストの分析調査、または除去等工事を行う場合に補助金を交付します。

対 象
・分析調査事業 ・除去等事業(除去、封じ込め、囲い込み)
補 助 金 額
・分析調査事業 費用の全額(1棟当たり25万円上限) ・除 去 等 事 業 費用の3分の2(1敷地当たり60万円上限)
問い合わせ先
建築土地対策課 建築安全推進担当 電話 55-2791

市民 事業者 緑のいえなみ整備事業補助金

快適な都市緑化の推進のため、「生け垣」及び「シンボルツリーと低木」に補助金を交付します。

対 象
市内に居住または、市内に事業所・店舗、貸家等を有し、その敷地に新たに「生け垣」の設置や「シンボルツリーと低木」を植樹する場合
補 助 金 額
要した経費、又は標準工事費のいずれか少ない額の3分の2(上限10万円)
問い合わせ先
みどりの課 電話 55-2793

団体 事業者 SDGsプロジェクトエッグ応援補助金

経済、社会、環境の三側面に良好な影響を与えるSDGs活動をF U J I 3プロジェクトエッグとして認定し活動を支援します。
詳しくは、ポータルサイトをご覧ください。

補助金額

【SU型】補助率4分の3（上限75万円）
【CF型】定額補助



【URL】
(<https://sdgs.fujicity.jp>)
SDGsのはじまり富士市 検索

問い合わせ先

企画課SDGs推進室
電話 55-2966

事業者 団体 大型生ごみ処理機

市内の団体及び事業者による生ごみの減量化及び資源化を推進するために、大型生ごみ処理機を購入・設置する団体及び事業者に対して補助金を交付します。

対象

- ・おおむね50世帯以上の一般家庭で構成されている自治会、マンション管理組合等の団体
- ・市内で同一事業を1年以上継続していて、富士市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱第2条の規定に該当する事業者
- ・その他市長が必要であると認めたもの

補助金額

購入費、設置費の合計額の2分の1で上限200万円

補助金手続きの注意事項

- ・必ず購入、設置前に相談してください。
- ・中古品、転売品は対象になりません。
- ・補助金の交付は1団体または1事業者につき1回限りとなります。

問い合わせ先

廃棄物対策課 計画推進担当 電話 55-2769

市民 多世代同居・近居支援奨励金

世代間でお互いに支えあう多世代同居・近居を行うための住宅の取得及びリフォーム工事に補助金を交付します。

対象

- ・次の①②のいずれも満たす方
 - ①ア「小学生以下の子を養育する者」と「その親」
イ「65歳以上の者」と「その子」
ウ「65歳以上の者」と「その孫」
 - ②補助金受領後、多世代同居・近居の状態を10年以上継続すること
- ・住宅であって、居住用部分の床面積が50㎡を超えていること
- ・住宅の取得費用 ・リフォーム工事費用
(台所、トイレ又は風呂の工事、水道等設備工事等)

補助金額

住宅取得費又は改修に係る経費の2分の1、上限額30万円

補助金手続きの注意事項

必ず契約前（建売・中古住宅購入の場合を含む）に相談してください。

問い合わせ先

住宅政策課 住まい政策担当 電話 55-2814

町内会 LED防犯灯

街の中で安全と安心を確保するための防犯灯。本市では、防犯灯の省エネ化・効率化を推進するため、LED防犯灯の設置に対し補助金を交付します。

対象

町内会（区）が、LED防犯灯を適正な場所に新設、または古くなった防犯灯をLED防犯灯に取替える際に、費用の一部として補助を行います。

補助金額

新設・取替共に1万1千円。
ただし、新たに柱等を設置し、当該柱等に設置する場合は2万2千円



対象

- ・本制度は町内会（区）のみを対象としており、個人での申請はできませんのでご注意ください。
- ・設置基準に適合しない防犯灯は補助の対象外になる場合があるため、工事をする前に市民安全課へ申請をお願いします。
- ・町内会（区）の保有灯数に応じて、補助限度灯数を設定しています。

問い合わせ先

市民安全課 防犯交通安全担当 電話 55-2831

市民 団体 事業者 空き家利活用支援補助金

空き家の利活用を推進するため、空き家を住宅以外に利活用するための改修工事等に最大100万円の補助金を交付します。

対象

- ・概ね1年以上空き家である一戸建て住宅
- ・地域の活性化を目的とした施設とするための改修工事等（地域交流、子育て支援、健康福祉支援、文化交流等）
- ・工事完了後、5年間事業を継続すること

事業内容について、事前相談が必須となります。

問い合わせ先

住宅政策課 住まい政策担当 電話 55-2814

市民 危険空き家除却促進補助金

安全で安心な暮らしの確保及び居住環境の改善を図るため、危険な空き家の除却工事に補助金を交付します。

対象

- 次のいずれかに該当する空き家（一戸建ての住宅及び長屋）
 - ・昭和56年5月31日以前に建築されたもので、そのまま放置すれば周辺に危険を及ぼす恐れのあるもの
 - ・「特定空き家等」のうち著しく保安上危険となる恐れのあるもの

補助金額

解体工事に係る経費の2分の1、上限額30万円（加算あり）

問い合わせ先

住宅政策課 住まい政策担当 電話 55-2814